

# 危険物安全週間

毎年6月の第2週は、危険物安全週間です。

ガソリン、軽油、灯油などは消防法で危険物として指定されています。

危険物を取り扱う場合は、周囲に火の気や燃えやすいものがないことを確認し、安全に取り扱いましょう。



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会  
このマークは、危険物安全週間を告知するものです。

## 大阪市消防局